

# やさしい手京葉

## 小規模多機能型 居宅介護のご案内



在宅介護でお困りの方  
ぜひご連絡ください。

(小規模多機能型居宅介護) お問い合わせはこちらまで

〒290-0011 市原市能満 2-10

電話: 0436(26)6672 担当 山越





# 小規模多機能型居宅介護の理念

近年共働き世帯や老人世帯、高齢者独居世帯が急増しており、家族介護には限界がきているのではないかとも言われています。それは介護が必要であるが、現実的には「介護できない」ケースが増えているということです。そのため「施設ケア」を考えざるをえない家族も増えており、関連施設（特別養護老人ホーム等）は常に「満床」であるのが現状です。

しかし、お年寄りのほとんどは施設入所を望んでいません。家族の中でも「やむを得ず」施設入所を選択している家族もいます。できれば「介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けたい」と願っているのです。それはなぜでしょうか。

その理由は施設ケアと在宅ケアの機能的な差によるものです。施設ケアでは多人数の入居者を少人数の介護職員がみなければならぬため、施設によりきめられた生活時間をすごさなければなりません。利用者主体ではなく介護者主体なのです。

また、従来、在宅希望のお年寄りは「訪問介護」「通所介護（デイサービス）」「短期入所者生活介護（ショートステイ）等を組み合わせて利用してきました。しかし緊急な場合の介護が受けられない、各事業者のケアの方針が異なる、通える施設が遠方にしかない、等様々な問題もあったのです。そこでお年寄りの希望と過重な介護負担を強いられる在宅介護者双方を支えるため、平成18年4月介護保険制度の改正により「小規模多機能型居宅介護」が制度化されました。

それでは「小規模多機能型居宅介護」とは具体的にはどういったケアなのでしょうか。

その基本理念は以下の通りです。



1. **お年寄りの希望に沿ったケアを行なう。**
2. **24時間365日、継続したケアを行なう。**
3. **家族、地域社会の中で住み慣れた生活を継続させる。**

1. 小規模多機能型居宅介護では「施設ケア」と異なり、お年寄り一人ひとりの希望を尊重します。障害や認知症があってもその人の願いや思いを受け止めた介護プランが作成されます。特にケアマネージャーが重視するのは生活習慣の継続です。今までの生活がスムーズに行なえるよう支援するのです。

2. 小規模多機能型居宅介護では、一部の訪問介護事業所やデイサービスセンターのように土日が休みだったり、訪問できる時間が限られていたりということはありません。原則的に24時間いつでも、必要があれば介護を受けられるのです。もちろん、施設に入所しているわけではないので、まったくタイムラグがなくケアを受けられるというわけではありませんし、連絡すれば必ず訪問してもらえるというわけではありません。しかし、お年寄りが在宅で過ごしていても必ず「小規模多機能型居宅介護施設」に職員が居て必要に応じてケアを手配している訳ですから、今までの在宅生活に比べて、より一層安心です。

3. お年寄りがこれまで築いてきた友達づきあいや近所とのかかわりを断ち切ることがないよう、地域と一緒にになって支援します。2ヶ月ごとに地域の町会長や民生委員と「小規模多機能型居宅介護施設」の管理者が話しあいの場を持ち、お年寄りの地域参加等が話し合われます。

また小規模多機能型居宅介護では「通い」「泊まり」「訪問」といった機能を一体的に提供することで職員ともなじみの関係を築くことができるのです。

それでは具体的に小規模多機能型居宅介護の「機能」についてみていきましょう。



# 小規模多機能型居宅介護の機能

小規模多機能介護は地域密着型の施設で利用者登録は1施設29名までです。

## 1.通う

在宅を支える中心となるのは「通いの機能」です。定員は18名でお年寄り同士が関係を構築する場となります。介護者がお年寄り一人ひとりの個性を見極め、その人にあった支援を提供するため従来のデイサービスと異なった下記の様な特徴があります。

### ① 柔軟性

固定された時間の枠がなく、本人の状況や介護者の都合に合わせてサービスの提供時間や方法を変化させることができます。

### ② トータルケア

介護職員がお年寄りの変化に早めに気づくことができるようになるよう、「通い」を利用してない時間帯についても家族とのコミュニケーションを図りながらケアを行ないます。

### ③ 地域社会との関係づくり

お年寄りの自宅での暮らしと家族の状況、さらには地域社会との関係を把握し、適切なサービス提供を通じて、地域社会とのかかわりの継続、構築をめざします。



## 2.泊まる

小規模多機能型居宅介護の「泊まりの機能」はあくまでも「通いの機能」の延長線上にあるサービスです。「通い」と同じ介護職員が対応します。定員は9名で日中に「通い」を利用したお年寄りがそのまま「泊まる」こととなります。特徴は下記の通りです。



- ① 通いの時間延長という考え方で、連続的につながったサービスとなります。
- ② 通いと同じ空間「なじみの場所」でとまることができるというメリットがあります。
- ③ 通いと同じ介護職員が対応します。

## 3.訪問する

小規模多機能型居宅介護の「訪問の機能」も通いの機能の延長線上にあります。従来の訪問介護とは異なり、通いのサービスを利用するだけでは支えきれない時間帯を個別にフォローする役割を持っています。つまりお年寄りの状態の変化により、急に通えなくなつた際に介護職員が自宅に赴き安否を確認したり、一緒に時間を過ごすというものです。安心してサービスを受けてもらうためにお年より宅に出向くのは、通いや泊りで日々そのお年寄りと係わっている介護職員です。





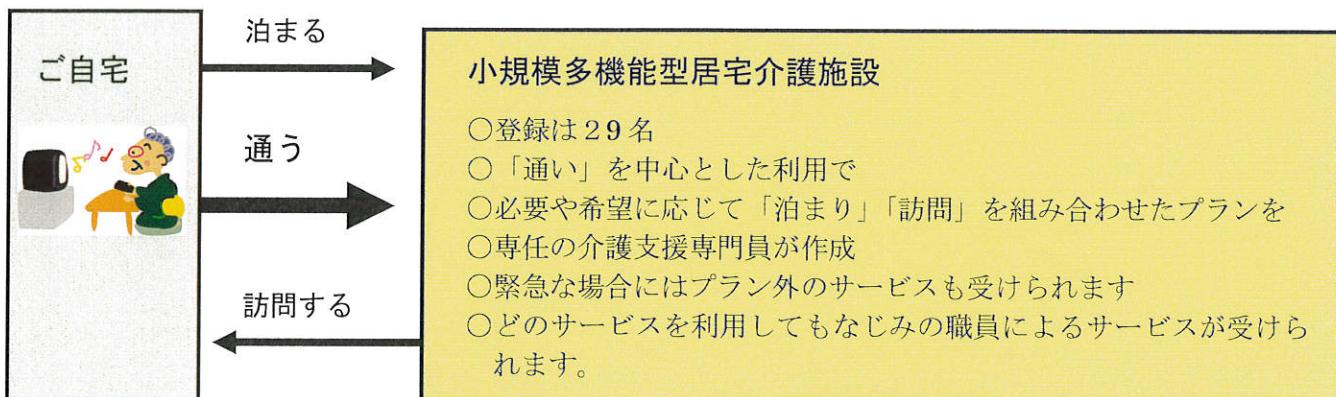
また小規模多機能型居宅介護における訪問は、従来の訪問介護のようにあらかじめ決められたケアをするのではなく、お年寄りや家族等のその日の状態によって、サービス内容が変動する可能性があります。訪問では「通い」では難しい個別の対応を行ないます。

## 4.ケアマネジメント

小規模多機能型居宅介護における「マネジメント機能」はケアプランの作成はもちろん、一人ひとりのお年寄りのために事業所の機能を柔軟に組み合わせることが求められます。施設の機能だけでそのお年寄りの生活を支えることが難しい場合には、医療機関等との連携も行います。またマネジメントにはお年寄りと接する機会の多い現場の介護職員の声も反映させています。

さらにケアプラン作成の際にはお年寄りやご家族の生活を支えるだけでなく、その方をとりまく地域や友人・知人等との関係を支えることが求められています。

1. 介護保険におけるケアプランを立てるためのマネジメントにとどまらない。
2. マネジメントにはケアマネージャーだけでなく、介護職員も含めた小規模多機能型居宅介護の職員全員がかかわります。
3. マネジメントには、小規模多機能型居宅介護とお年寄りの関係性だけでなく、その方をとりまく地域や家族との係わりも含まれます。



ケアマネジメント（ケアプランの作成、事業者の調整等）





# 小規模多機能型居宅介護のプラン例

お年寄りの方が小規模多機能型居宅介護をご利用するとして実際のサービスをみていきます。

## Aさんのプラン

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
通い	○	○		○	○		

Aさんは息子夫婦と暮らしていますが息子夫婦は共働きのため、日中は独居となります。水曜日には近くに住む娘が日中にきてくれます。また土日は息子夫婦がどちらかが休日のため家に居る予定です。介護度は2です。

Aさんは通常週4日施設に午前9:00に送迎車に乗ってきます。

月曜日：通常通り午前9:00に施設に向かい、午前10:00には入浴、その後他の利用者とおしゃべりして過ごし、昼食の準備を職員を手伝い12:00に昼食、午後はテレビをみたり、おしゃべりをしたりしてすごしました。午後5:00に送迎車で帰りました。帰宅後は家族と過ごします。

火曜日：通常通り午前9:00に施設に向かい、午前中はテレビを見て過ごしました。あまり気が乗らないので入浴は控えました。昼食の準備を職員と行い12:00に昼食、午後はおしゃべりをしたり趣味の絵を描いてすごしました息子から緊急で遠方の親戚に不幸があり急遽夜家を空けるとの連絡が入ったので、施設に泊まることとしました。午後6:00職員と夕食の準備をして午後6:30分夕食。8:00までテレビをみたり職員とおしゃべりをして過ごし午後8:00就寝。

水曜日：朝送迎車に乗って帰宅。娘と過ごしました。息子夫婦は帰宅が遅れそうとの連絡がはいったのですが、娘は家族もいるので夕方6:00に帰宅しなければならないため、施設に連絡。施設に急遽調整してもらい夕方6:00に介護職員が訪問。一緒に話をしながら過ごしました。午後7:00息子夫婦帰宅。

木曜日：朝、施設にいく気分ではなかったので送迎車に乗りませんでした。9:00施設より介護職員が安否確認を兼ねて訪問。介護職員と話をしていたところ気分もよくなつたため11:00に施設に向きました。朝食も遅かったため、13:00に昼食。午後は静かに横になって過ごし、17:00帰宅。

金曜日：通常通り午前9:00に送迎車にて施設に向かう。午前中はおしゃべりをして午前11:00より入浴。12:00に昼食、午後は介護職員と近所のスーパーで買い物をした後、施設でのレクレーションに参加。その後はおしゃべりをしてすごしました。息子夫婦より帰宅時間が遅くなるとの連絡が入ったため、延長し、施設で夕食を6:30分に食べ、夜7:00に帰宅。

土曜日：家族と一日過ごす。

日曜日：息子夫婦に急な用事ができ朝8:00には外出。施設にその旨連絡を入れ急遽調整してもらい午前11:00に施設より介護職員が訪問、昼食の準備を一緒にしてもらう。午後は一人で過ごし、夕方、4:00に再度介護職員が訪問、夕食の準備を一緒にする。午後5:00息子夫婦帰宅。





## Bさんのプラン

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
通い	○	○		○	○	○	
泊まり				○	○		
訪問			○				○

Bさんは妻と2人暮らしだけです。娘が3人いますがみな遠方に嫁いでおり年に数回訪問がある程度です。以前は町内会の役員をしており積極的に地域にかかわってきましたが病気で倒れてからは友人と疎遠になり元気がありません。右半身片麻痺。妻も高齢になってきて、腰痛膝関節痛があり介護が負担となってきた。介護度 4。

月曜日：午前 9:00 送迎車にて施設に向かい、午前中はテレビをみたり読書をして過ごしました。12:00 昼食。午後 2:00 に入浴をし、昼寝。午後 5:00 に送迎車で帰りました。帰宅後は妻が介護。

火曜日：妻と共に車椅子に乗り、散歩をしながら施設に向かいました。午前 10:00 施設到着。12:00 に昼食。午後 2:00 に入浴。妻とともに施設で他の利用者や介護職員とおしゃべりをしながら過ごしました。妻は 3:00 から買い物にでかけたため、午後 5:00 に送迎車で帰宅。

水曜日：妻が朝、腰痛を再発し通院をするため、外出。当初のプランでこの日は自宅で過ごす予定でしたので、午前 10:00 予定通り介護職員が訪問。トイレ誘導と昼食の配膳を行ないました。午後、2:00 から 3:00 町内の老人会が近くの公民館で予定されており、妻が付き添いできなくなったので、施設側で検討し、午後 2:00 介護職員が再度訪問し、出席を手助けしました。午後 3:30 分妻帰宅。帰宅後は妻が介助。夕方職員が、夫婦の様子を聞くため電話連絡。妻の腰痛も落ち着いていたため、訪問はしませんでした。

木曜日：午前 9:00 送迎車にて施設に向かい、午前 10:00 入浴。他の利用者と囲碁をして過ごしました。12:00 昼食。午後は口腔ケア講習会に参加。その後テレビを見て過ごしました。この日は妻の介護負担を軽減するため、「泊まり」を利用するこことなっているので、午後 6:00 夕食、介護職員とおしゃべりをして、午後 8:00 就寝。

金曜日：朝体温を計測したところ微熱を発していたため、朝食後、介護職員が付き添って施設の車で協力医院へ通院。12:00 施設に戻り昼食、体温を計ったところ微熱のままのため、大事をとて静養室で横になって過ごしました。入浴はしませんでした。夕方 6:00 夕食。体温を計ったところ熱が下がっていたため介護職員とおしゃべりをして午後 8:00 就寝。

土曜日：朝食後 10:00 に入浴。午前中テレビを見て過ごしました。12:00 昼食後、妻が施設を訪問。夫婦一緒に午後介護職員とおしゃべりしながら過ごし、午後 5:00 妻が車椅子を押しながら帰宅。夕食後ポータブルトイレ使用時に転倒。妻一人ではどうしようもないでの、施設へ連絡。施設側で調整の上、午後 8:00 介護職員が訪問、介助しました。幸い大怪我はなかったので、その日はそのまま職員は戻りました。明日通院を予定。

日曜日：一日自宅でのんびり過ごす予定でしたが、昨日転倒したので、朝 9:00 介護職員が訪問。トイレ誘導後、タクシーで通院。11:00 帰宅。午後 4:00 介護職員がトイレ誘導と様子をみるため、訪問。その後は妻が介護しました。





## Cさんのプラン

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
通い	○	○	○		○	○	
泊まり	○				○		
訪問				○			○

Cさんは家族と暮らしていますが、家族は事業を営んでいるため、昼間は常時の見守りはできません。Cさんには認知症のため徘徊があり、今までたびたびいなくなり警察に見つけてもらったこともあります。家族も心配しています。

Cさんは若いときは農業をいとなんしていました。

現在、杖で歩けるレベルですが、ふらつきもあるため、一人では転倒の危険性があります。介護度 3.

月曜日：朝 9:00 送迎車にて施設に向かう。午前中菜園で職員と苗を植える。昼食の準備を職員とともにを行い、午後は友達とおしゃべりをして過ごす。「泊まり」の予定であったが、本人が強く帰宅を希望したため、ご家族と連絡を取り帰宅することとしました。夜は家族介護。

火曜日：朝 9:00 送迎車にて施設に向かう。午前中に入浴。昼食後、午後はレクレーションに参加予定であったが、「生家(神奈川県)に忘れ物をとりに行きたい」というので職員が一人ついて散歩。夕方 3:00 に施設に戻ったときには生家のことは忘れていました。夕方送迎車にて帰宅。

水曜日：朝 9:00 より「通い」サービス利用。午前中は友人と話をして過ごしました。昼食後、レクレーションに参加し、夕方帰宅。Cさんが「通い」サービス利用中に施設の管理者がCさん宅にお伺いし、Cさんの認知症の現状と対応のアドバイスをしました。

木曜日：家の事業が定休日のため家族と一緒に過ごす。夕方施設より様子を伺う電話がはいりました。特に問題がなかったため、介護職員の訪問はなくなりました。

金曜日：朝 9:00 より「通い」午前中入浴の後、回想法を実施。午後本人の希望で買い物。その後職員とお話をして過ごす。夕食後、職員や他の利用者とテレビを見ながらすごし、午後 8:00 就寝。

土曜日：朝から菜園にて作業を手伝いました。昼食後、午後は疲れたので、静養室で少しお休みし、夕方帰宅。

日曜日：朝 9:00 に介護職員が訪問。朝食の介護を終え、職員が戻る予定でしたが、本人が「生家に忘れ物を取りに外出をするつもりである」というので対応を協議。「通い」の定員に余裕があったため、急遽、「通い」サービスに組み入れました。午後、なじみの職員と散歩をし、落ち着いたところで、夕方帰宅。





# 小規模多機能型居宅介護のポイント

もう一度小規模多機能型居宅介護のケアのポイントを整理しておいます。

## 1. 一人ひとりに向き合い、気持ちに寄り添う

小規模多機能型居宅介護では、お年寄り一人ひとりの思いや願いを大切にします。障害があっても認知症であっても、まず一人の人として尊重し、思いや願いを受け止め、共感することから、小規模多機能型居宅介護の支援は始まります。

## 2. 本人が気持ちに折り合いを付けていく支援

年をとるにつれ、以前はできていたことができなくなったり、人の手を借りなければならぬ状況になっていきます。気持ちのうえでそれを受け入れるのは簡単なことではありません。小規模多機能型居宅介護では日常的なかかわりを通して、お年寄りが自分の状況や周囲の変化を受け止め、気持ちの折り合いをつけることを支援します。

## 3. 日常生活の流れを滞らせない支援

障害があつたり認知症になることで生活の流れは滞りがちです。たとえば、食事やトイレを自分でできることのできない場合、手助けをしてくれる人がいなければ、日常生活は成り立ちません。小規模多機能型居宅介護は一日の生活がスムーズに流れるように、手助けが必要な場面に合わせて適時支援します。

## 4. 家族や地域社会とのつながりを断ち切らない支援

介護が必要になると、それまでそのお年よりが地域の中で築いてきた友達付き合いや、地域とのかかわりがきれてしまします。小規模多機能型居宅介護は、これまで築いてきたつながりを断ち切ることなく、関係が継続できるよう支援します。

## 5. 自分の家や地域社会から切り離さない支援

これまで自宅での介護が困難となると、自宅や地域から遠く離れた施設に移り住んでいました。小規模多機能型居宅介護では介護が必要になっても、自宅やそれに近い環境で生活がつづけられるよう支援します。

## 6. 生きる力（人としての誇りや意欲）を奪わない支援

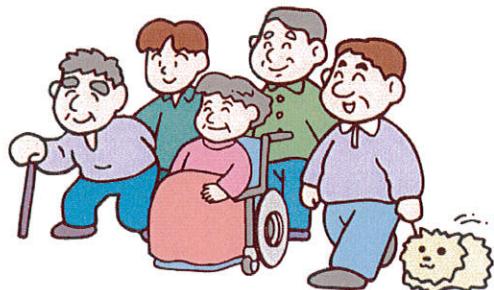
介護が必要になっても、すべてのことができなくなるわけではありません。時間をかけければできることは、手を出さずに見守るなど小規模多機能型居宅介護では、一人ひとりのお年寄りの状態を見ながら、本人の誇りや意欲を奪わないよう支援します。

## 7. なじみの関係を築いていく支援

サービスによって介護するものや場所が異なると、認知症のお年寄りは混乱してしまいます。小規模多機能型居宅介護では、通いや泊まり、訪問といった機能を一体的に提供することで、継続したかかわりの中からなじみの関係を築くよう支援します。

## 8. 家族や地域社会との関係を調整する支援

一人ひとりのお年寄りの思いや願いをかなえるためには、小規模多機能型居宅介護だけで出来ることには限りがあります。そのため、小規模多機能型居宅介護ではそのお年寄りの思いや生活の状態を家族や地域の方々と共にし、みんなで一緒に支援します。小規模多機能型居宅介護は、そのつなぎ役を担っています。





# 小規模多機能型居宅介護利用料金の目安

それでは小規模多機能型居宅介護を利用する場合にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか。大きく分けて下記の費用がかかります。

- ①介護保険自己負担金 ②ホテルコスト（宿泊料金） ③食費

## 1. 介護保険自己負担金

介護保険の自己負担金は**1ヶ月の定額制**です。そのため、小規模多機能居宅介護の施設に登録した場合、利用の回数にかかわらず同一の費用がかかることになります。具体的には

H. 30, 8月改定  
1単位 10.55円

地域区分単位 5級地						
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 108,876円	要介護度 2 160,011円	要介護度 3 232,754円	要介護度 4 256,892円	要介護度 5 283,256円
介護保険 1割負担の場合の負担金		10,888円	16,002円	23,276円	25,690円	28,326円
介護保険 2割負担の場合の負担金		21,776円	32,003円	46,551円	51,379円	56,652円
介護保険 3割負担の場合の負担金		32,663円	48,004円	69,827円	77,068円	84,977円

## 2. 「通い」サービスを利用する際にかかる料金

「通い」を利用すると食費(昼食代、おやつ代)がかかります。当社の料金を参考までに記すと下記の通りです。

食 費 1日 610円 (昼食代 510円 おやつ代 100円) おむつ代 実費

また、「通い」を利用しながら延長で夕食を施設でとる場合はプラス510円となります。

## 3. 「泊まり」サービスを利用する際にかかる料金

「泊まり」を利用すると食費(夕食、朝食)がかかります。当社の料金を参考までに記すと下記の通りです。

滞 在 費 1日 3000円 (個室) 食 費 1日 920円 (夕食代 510円 朝食代 410円)

おむつ代 実費

他に

訪問体制強化加算(1,000円/月)、看護職員配置加算(Ⅱ)(700円/月)、総合マネジメント体制強化加算(1,000円/月)、サービス提供体制強化加算(640円/月)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位の10.2%)等がかかりますので、ご相談ください。



# Q & A

Q1.現在「訪問介護」と「デイサービス」「訪問看護」「福利用具レンタル」を利用しています。「小規模多機能型居宅介護」に移行した場合、今使っているサービスは使えるのですか？

A1 小規模多機能型居宅介護を利用した場合、下記の居宅サービスは利用できなくなります。

- ① 訪問介護    ②訪問入浴介護    ③通所介護（デイサービス）    ④通所リハビリテーション
  - ⑤短期入所生活介護    ⑥短期入所療養介護    ⑦特定施設入居者生活介護    ⑧居宅介護支援
- 「訪問看護」「福祉用具レンタル」は介護保険の限度額の残りの範囲で利用することができます。

Q2.居宅介護支援が利用できなくなるということはケアマネージャーが変更になるということですか？

A2 小規模多機能型居宅介護の施設には専任の介護支援専門員（ケアマネージャー）がいます。計画の作成に、利用者の日々の容態、希望を聞きながら、隨時適切な「通いサービス」「訪問サービス」「泊まりサービス」を組み合わせなければならないため、それまでのケアマネージャーは変更することになります。

Q3.「通いサービス」利用時や緊急の場合、また定期的に通院を行いたいと考えています。今まで訪問介護の「通院乗降サービス」等を利用していったのですが、小規模多機能型居宅介護ではどうなりますか？

A3 小規模多機能型居宅介護施設の介護職員が対応することとなります。原則的に介護保険法に沿った対応となるため下記の点にご注意ください。

- (1) 往復は家族が対応できない場合に限って介護職員が付き添い。
- (2) 往復のタクシ一代は実費必要。
- (3) 病院内は介護保険法により原則的には介護職員は付き添えません。
- (4) 病院に介護のための職員が配置されていない場合に限って介護職員が付き添いますが、介護保険法では見守りはサービスに含まれない等「院内介助」の内容制限があるため、待ち時間には別に費用がかかります。

例

9：00～9：10	通院準備、乗車介助	介護保険適用
9：10～9：20	タクシー内見守り、座位保持	介護保険適用
9：20～9：25	降車介助、診察手続き	介護保険適用
9：25～9：45	診察待ち、見守り	介護保険適用外 (20)
9：45～9：55	トイレ介助	介護保険適用
9：55～10：25	診察待ち、見守り	介護保険適用外 (30)
10：30～10：35	診察室移動 介助	介護保険適用
10：35～11：00	診察中 見守り	介護保険適用外 (25)
11：00～11：10	待合室へ移動 介助	介護保険適用
11：10～11：25	薬待ち 見守り	介護保険適用外 (15)
11：25～11：35	乗車介助	介護保険適用
11：35～11：45	タクシー内見守り 座位保持	介護保険適用
11：45～12：00	降車介助、記録書記入	介護保険適用

この場合、1時間30分については介護保険適用外のサービスになりますので、別途費用がかかることがあります。



## 会社概要

名称・法人種別 株式会社やさしい手京葉

(1) 会社設立 平成14年4月



(2) 資本金 2,000万円



(3) 代表取締役 畑井 耕次

(4) 市原市能満2-10(平成18年9月本社移転)

## 事業内容

要介護者に対する、食事、入浴、その他の日常生活における介護サービスに関する業務。

予防介護に対する業務

健康および福祉に関する相談業務

## 基本理念

- 当社は、利用者が住み慣れた地域社会で家族とともに暮らせるように、また利用者の家族の介護負担を軽減できるよう多様な在宅サービスを必要に応じて速やかに供給する。
- 当社の在宅サービスは、利用者に満足いただけるように利用者の立場にたってその意思を尊重し自立を支援するものでなくてはならない。また、利用者が安らかな日常生活をエンジョイできるよう安全にも十分心がける
- 当社の社員、専門スタッフは質の高いサービスを提供すべく、また利用者、家族にとって信頼できるサポートとなるべく鋭意努力し、より高度で専門的な学習や研修につとめケースマネージメントシステムによる継続的なケアを行う。
- 前項を通じ、広く社会に貢献し、福祉の発展に寄与する。